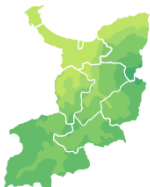


資料 2

令和 7 年 8 月 27 日
第 3 回 使用料等審議会
鳥取県西部広域行政管理組合

使用料等の改定額について

西部広域行政管理組合事務局
施設管理課・総務課



1 火葬場使用料（圏域内居住者）試算額と県内他団体との比較

□ 内が審議項目

要素	条件項目	西部広域		中部広域	東部広域
【1】 使用料	圏域内大人 (端数処理)	現行(H29.4～) 12,000円	試算額(R8.4～) 17,304円 (18,000円)	22,000円 (R7.4～) 29,000円 (R8.4～)	25,000円 (H21.4～)
【2】 他団体との均衡	前回改定時	考慮あり ※1		考慮なし	考慮なし (料金据え置き)
【3】 激変緩和措置	前回改定時	あり ※2		あり(1, 2年目に 引上げ幅30%を加算、 3年目に改定金額)	なし (料金据え置き)
【4】 料金区分	火葬・焼却 ・霊安室	次項参照		次項参照	

【端数処理の考え方】

試算額17,304円に対し、使用料収入の不足が生じないよう切上げ処理を行い、18,000円としたもの

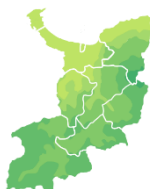
【前回（H29年）改定時の考え方（前回改定時資料から抜粋）】

基準額 = 使用料原価（火葬執行に必要な経常的経費÷火葬件数）×受益者負担率
 = (82,193,000円÷2,546件) ×50%
 = 16,142円
 16,000円 → 改定額 12,000円

算出した基準額16,000円のまま改定を行う場合、現行の使用料（8,000円）の2倍と大幅な増額となる。

※1 近隣団体の火葬場使用料の最も多く設定している料金が12,000円であることを勘案

※2 前回（平成8年）の改定幅（5,000→8,000円）の1.6倍を上限として、現行の使用料を基に12,000円を算出



2 火葬場使用料（圏域内居住者）各料金区分の試算額と県内他団体との比較

（円/件） 内が審議項目

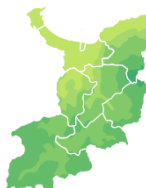
項目		西部広域			中部広域		東部広域	消費税
		現行 (H29.4～)	試算額 (R8.4～)	改定額	現行 (R7.4～)	R8.4～	現行 (H21.4～)	
火葬	大人	12,000	18,000		22,000	29,000	25,000	非課税
	小人	7,000	10,500		14,000	18,000	16,000	
	死産児	4,000	6,000		9,000	11,000	16,000	
	改葬遺骸	3,000	4,500		9,000	11,000	16,000	
	系統解剖遺体（主部）	3,000	4,500		—	—	—	
焼却	生体分離肢体	3,000	4,500		9,000	11,000	19,800	課税
	産汚物等（1kg）	1,000	1,500		—	—	—	
	系統解剖遺体（残部）	7,100	10,650		—	—	—	
霊安室	死体（24時間）	15,200	22,800		—	—	—	課税
	死産児（24時間）	7,100	10,650		—	—	—	

【大人以外の料金算定根拠】（前回改定時と同様）

大人料金の改定割合（1.5倍）を現行料金にそれぞれ乗算し、算出

【消費税の取扱い】

焼却と霊安室は課税対象であることから、消費税等相当額を含めた額とする。



3 火葬場使用料（圏域外居住者）試算額と県内他団体との比較

内が審議項目

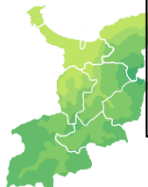
要素	条件項目	西部広域		中部広域	東部広域
【1】 使用料	圏域外大人	現行（H29.4～） 49,000円	試算額（R8.4～） 73,500円	67,000円（R7.4～） 78,000円（R8.4～）	55,000円 （H21.4～）
【2】 他団体との均衡	前回改定時	考慮なし		考慮なし	考慮なし （料金据え置き）
【3】 激変緩和措置	前回改定時	あり ※1		あり（1，2年目に 引上げ幅30%を加算、 3年目に改定金額）	なし （料金据え置き）
【4】 料金区分	火葬・焼却 圏域内・外等	次項参照		次項参照	

【圏域外大人料金の考え方】

圏域内居住者大人料金の改定割合（1.5倍）を現行料金に乗算し、算出

【前回（H29年）改定時の考え方（前回改定時資料から抜粋）】

※1 圏域内居住者の利用料の改定に当たり、負担の公平性を保つため、圏域外居住者についても、使用料の区分ごとに、圏域内居住者の使用料改定幅と同額（4,000円）の改定をする
（例 圏域外大人料金45,000円 + 圏域内大人料金改定幅4,000円 = 49,000円）



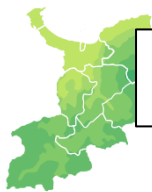
4 火葬場使用料（圏域外居住者）各料金区分の試算額と県内他団体との比較

(円/件) 内が審議項目

項目		西部広域			中部広域		東部広域	消費税
		現行 (H21.4～)	試算額 (R8.4～)	改定額	現行 (R7.4～)	R8.4～	現行 (H21.4～)	
火葬	大人	49,000	73,500		67,000	78,000	55,000	非課税
	小人	29,000	43,500		42,000	49,000	35,000	
	死産児	21,000	31,500		26,000	29,000	35,000	
	改葬遺骸	18,000	27,000		26,000	29,000	35,000	
	系統解剖遺体（主部）	3,000	4,500		—	—	—	
焼却	生体分離肢体	3,000	4,500		26,000	29,000	45,100	課税
	産汚物等（1kg）	1,000	1,500		—	—	—	
	系統解剖遺体（残部）	7,100	10,650		—	—	—	
霊安室	死体（24時間）	25,400	38,100		—	—	—	課税
	死産児（24時間）	12,200	18,300		—	—	—	

【料金算定根拠】

圏域内居住者大人料金の改定割合（1.5倍）を現行料金にそれぞれ乗算し、算出



【参考】

(1) 火葬場使用料の改定に伴う使用料収入の見込み

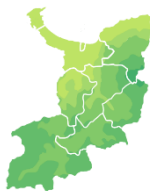
要素	R6年度 (実績額)	R8年度 (見込額)	R9年度 (見込額)	R10年度 (見込額)
【1】 使用料収入	37,690千円	56,341千円	56,246千円	56,732千円
【2】 R6年度収入実績との差	－	+18,651千円	+18,556千円	+19,042千円

【使用料収入の算出根拠】

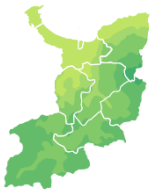
各料金区分の試算額を基に、今後（R8～10年度）予測した各料金区分における件数を乗算

(2) 火葬場使用料の各区分における用語の定義

- ・ 系統解剖遺体（主部・残部）
医科系大学等の教材として献体された遺体をいい、主部とはその者の供養を行うため解剖前に当該遺体から分離した一部分、残部とは解剖後不用となった部分をいう。
 - ・ 産汚物等
妊娠4月未満の死胎その他出産時の排せつ物及び手術等により摘出された臓器等をいう。
 - ・ 生体分離肢体
手術又は災害により体から分離された手及び足の部分をいう。
- ※ 鳥取県西部広域行政管理組合火葬場条例から抜粋



【メモ】



5 不燃物処理手数料試算額と県内他団体との比較

内が審議項目

要素	条件項目	西部広域		中部広域	東部広域
【1】 手数料	10kgあたり (端数処理)	現行(H21.4～) 178円	試算額(R8.4～) 481～577円 (負担率50～60%) (480～580円)	330円 (R7.4～) 430円 (R8.4～)	390円 (R3.4～)
【2】 他団体との均衡	前回改定時	考慮あり ※1		考慮なし	考慮なし (料金据え置き)
【3】 激変緩和措置	前回改定時	なし		あり	なし
		※2		1, 2年目に引上げ幅 30%を加算、3年目に改 定金額	—
【4】 料金区分	個人、事業所	同額		同額	同額

【端数処理の考え方】

試算額に対し、10円未満の端数が生じないよう、四捨五入処理を行ったもの

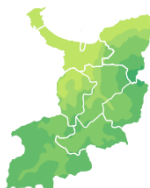
【前回改定(現行手数料)の他団体との均衡及び激変緩和措置の考え方】

※1 県内他団体(東部広域、中部広域、境港市)のうち、最も多く設定している料金である中部広域、境港市と同額(170円)とした。

※2 県内他団体の最多設定額と同額とすることで、改定前の手数料の約1.5倍(133円→170円)の引き上げ幅とし、段階的な引き上げは行わなかった。

【事業所から持ち込まれる不燃物(一般廃棄物)の処理手数料の考え方】

圏域内の事業所から持ち込まれる不燃物は、従業員の消費活動に伴い発生したものであり、事業活動に伴うものではない。
また、処理方法及び処理経費は、個人から持ち込まれた場合と変わらないため、個人と事業所の手数料は同額としている。



6 不燃物処理手数料に係る県内他団体との均衡の検討

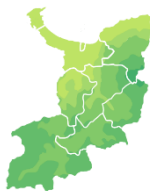
試算額は、県内団体（西部広域、中部広域、東部広域）において最高額となることから、県内他団体との均衡を考慮するうえで、試算額と県内他団体の料金を比較したものです。

☐ 内が審議項目

要素	条件項目		試算額 (端数処理)	改定額	説明
県内他団体 との均衡	考慮なし		481円 (480円)		受益者負担率50%
			577円 (580円)		受益者負担率60%
	考慮あり	最低額	390円		改定予定時期（R8.4）時点の 県内他団体の最低額
		平均	410円		改定予定時期（R8.4）時点の 県内他団体の平均額
		最高額	430円		改定予定時期（R8.4）時点の 県内他団体の最高額

【消費税の取扱い】

不燃物処理手数料は、課税対象であることから、消費税等相当額を含めた額とする。

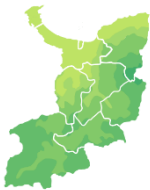


7 不燃物処理手数料の激変緩和措置の検討

試算額は、現行料金から2.2倍～3.3倍の大幅な引き上げとなるため、激変緩和措置を行う場合の年度ごとの手数料改定額を試算したものです。

○ 激変緩和措置を行う場合の年度ごとの手数料改定額

条件項目		試算額 (端数処理)	現行料金	R8.4～	R9.4～	R10.4～
【1】 費用(コスト)を 基に算出した 改定額(案)	① 受益者負担率 50%	481円 (480円)	178円	280円	380円	480円
	② 受益者負担率 60%	577円 (580円)	178円	310円	450円	580円
【2】 他団体との均 衡を考慮した 改定額(案)	① 他団体最低額	390円	178円	250円	320円	390円
	② 他団体平均額	410円	178円	260円	330円	410円
	③ 他団体最高額	430円	178円	260円	350円	430円



【参考】 不燃物処理手数料の改定に伴う手数料収入の見込み

○ 激変緩和措置を行う場合の年度ごとの手数料収入の見込み

(千円)

条件項目			R6年度 (実績)	R8年度 (見込み)	R9年度 (見込み)	R10年度 (見込み)
【1】 手数料対象(個人、事業所)ごみ量 (t)			397.74	379.55	376.16	372.77
【2】 費用(コスト)を 基に算出した 改定額	① 受益者負担率 50%(480円)	手数料収入	6,682	10,627	14,294	17,893
		R6年度との差	－	+3,945	+7,612	+11,211
	② 受益者負担率 60%(580円)	手数料収入	6,682	11,766	16,927	21,621
		R6年度との差	－	+5,084	+10,245	+14,939
【3】 他団体との均 衡を考慮した 改定額	① 他団体最低額 (390円)	手数料収入	6,682	9,489	12,037	14,538
		R6年度との差	－	+2,807	+5,355	+7,856
	② 他団体平均額 (410円)	手数料収入	6,682	9,868	12,413	15,284
		R6年度との差	－	+3,186	+5,731	+8,602
	③ 他団体最高額 (430円)	手数料収入	6,682	9,868	13,166	16,029
		R6年度との差	－	+3,186	+6,484	+9,347

